解雇

9. 絶対反対 然シ止ムヲ得ザル場合ハ同志会役員半数ノ賛成ヲ求ムルモノトス

10. 公傷ニ対シ 死亡手当一年五百円、工場内ニ於ケル過失ニヨル死亡手当一年内ノ遺族ニ扶助料トシテ贈ルコト

11. 工場内ニ於ケル傷害欠勤ハ公傷過失ヲ問ハズ全額ノ給与ス 期間ハ日給額ヲ支給スルコト

12. 二倍強制退職者(昭和八年)自然除ノ共済金ヲ適用スルコト

13. 労働調査申告書ニハ各自ノ意ニヨリ書カシムルコト

14. 思想善導ハ人格向上ノ団体トナリ時ニ其ノ道ノ名士ヲ招キ講演会ヲ開催スルコト

修正案

1. 不当解雇者ヲ即時復職セシムルコト

2. 賃銀値上 男二十銭女十銭

3. 年二回昇給ヲ行フコト